

かながわ森林・林材業活性化協議会手数料等規程

第1条 「かながわ県産木材産地認証制度実施要領」（以下「産地認証要領」という。）第21条及び「かながわ県産木材住宅建設工務店認証制度実施要領」（以下「工務店認証制度実施要領」という。）第14条の規定に基づく手数料に関する必要な事項を定める。

第2条 産地認証要領第21条に規定する手数料の額及び納付時期は次のとおりとする。

区 分	手数料の額(1件当り)	納付時期
かながわ県産木材産地認証申請 (産地認証要領第3条)	1件当り 20,000 円	審査結果通知後
かながわ県産木材生産者認証申請 (産地認証要領第6条)	1件当り 40,000 円	審査結果通知後
かながわ県産木材特定製品生産工場認証申請 (産地認証要領第10条)	1件当り 40,000 円	審査結果通知後
かながわ県産木材生産者再認証申請 (産地認証要領第17条第1項)	1件当り 40,000 円	審査結果通知後
かながわ県産木材特定製品生産工場再認証申請 (産地認証要領第17条第3項)	1件当り 40,000 円	審査結果通知後
かながわ県産木材生産者認証書再交付申請 かながわ県産木材特定製品生産工場認証書再交付申請 (産地認証要領第19条第1項)	1件当り 1,000 円	申請時

第3条 工務店認証制度実施要領第14条に規定する手数料の額及び納付時期は次のとおりとする。

区 分	手数料の額(1件当り)	納付時期
工務店認証登録(新規登録) (工務店認証制度実施要領第6条)	1件当り 40,000 円	審査結果通知後
工務店再認証登録(継続登録) (工務店認証制度実施要領第8条)	1件当り 40,000 円	審査結果通知後
工務店認証登録(団体登録・新規) (工務店認証制度実施要領第6条)	1件当り 会員数に 32,000 円を乗じた額	審査結果通知後
工務店再認証登録(団体登録・継続) (工務店認証制度実施要領第8条)	1件当り 会員数に 32,000 円を乗じた額	審査結果通知後
工務店認証書再交付申請 (工務店認証制度実施要領第12条)	1件当り 1,000 円	申請時

第4条 納入された手数料は、理由のいかんに関わらず、返還しないものとする。

附 則

平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年11月29日から施行する。

ただし、施行時点で平成24年度に納付すべきかながわ県産木材生産者認証申請及び再認証申請並びに、工務店認証登録及び再認証登録に係わる手数料を納付しているものについては、適用を除外する。